

令和5年度第2回甲斐市国民健康保険運営協議会概要

1 日 時

令和5年12月27日（水） 午後2時～午後3時15分

2 場 所

甲斐市役所本館3階 大会議室

3 出席者

(1) 運営協議会委員

18名のうち10名出席

(2) 事務局

市民部長、収納課長、保険課長、国民健康保険税係長、国民健康保険給付係長、国民健康保険税係員3名

4 内 容

(1) 甲斐市国民健康保険 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）について

①説明の要旨

- ・経緯として、政府は「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とし、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」が改正され、全ての保険者が健康・医療情報を活用してPDCAサイクル（P R A N＝計画、D O＝実施、C H E C K＝評価、A C T I O N＝改善）に沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定したうえで、保健事業の実施・評価・改善等を行うものとされた。第3期データヘルス計画では、厚生労働省からデータヘルス計画の標準化の必要性と、都道府県が主体となってデータヘルス計画の様式や評価指標の標準化を進めていくことの重要性が示された。山梨県では、標準化ツールを用いたデータヘルス計画を共通化する「山梨県版ひな形」により策定している。また、第4期特定健康診査等実施計画は、特定健康診査等基本指針等に基づき策定するものである。両計画は相互に関連する計画であることから、一体の計画として策定する。
- ・目的として、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、重症化予防による健康保持推進を図ることを目的としている。

- ・計画の期間は、現行の計画が令和5年度に終了することから、新たな計画を令和6年度から令和11年度までの6年間、計画する。
- ・計画策定の概要として、生活習慣病にかかる医療費及び受診動向の分析、前期計画の事業を検証し、山梨県共通の指標（目標達成）に向けた方策を庁内ワーキングにおいて検討するとともに、計画を策定するものである。現行の計画は市町村それぞれに計画を立てており、バラバラな状態であったために、国から示される指針や山梨県における共通指標などにより統一した目標の達成に向けた計画を策定する。
- ・計画策定体制等は、庁内ワーキングとして、保険課を中心とした健康増進課担当者とのワーキング、国保連合会の「保健事業支援・評価委員会」、山梨県国保援護課によるヒアリングを実施しており、令和6年1月には市民等から計画について意見を求めるパブリックコメントを実施する。

② 主な質疑

- ・計画の対象者は国民健康保険の被保険者のみであるか。
⇒お見込みとおり。
- ・データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画をともに策定する必要があるのか。
⇒データヘルス計画については、国民健康保険に加入している全ての方を対象とした健康診断や人間ドックを推奨する、医療費を抑制するためにジェネリック医薬品を使っただく、今後介護保険にならないように予防する、医療費の適正化に係る発信を行う、等の全てのものに対する内容を定めるものである。特定健康診査等実施計画については、健診を行ったうえで、結果としてメタボリックや生活習慣病、等に関わり重症化する方に対して計画に基づき指導を行うなどの内容を定めている。各計画は似ているが、別個のものであり、ともに策定する必要がある。

(2) 甲斐市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化について

①説明の要旨

- ・概要として、国民健康保険における高額療養費は、被保険者が医療機関等へ支払った医療費の一部負担金が自己負担限度額を超える場合、2つの方法により自己負担限度額を超える分の給付を受けることができる。限度額適用認定証は、事前に本市窓口申請することで「限度額適用認定証」または「限度額適用認定・標準負担限度額認定証」の交付を受けることができ、これを医療機関に提示することで、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなる。高額療養費支給申請は、一度、医療機関に一部負担金を支払い、あとから申請することで自己負担限度額を超えた分が支給される。高額療養費支給制度については、毎月約350通の支給申請勧奨通知を発送し、申請書の受付業務を行っている。対象者は毎月重複している場合も多く、該当する毎に申請することは申請者の負担や担当課における職員の窓口業務の負担が大きいことなどから、令和3年3月に国民健康保険法施行

規則の一部が改正され、高額療養費の支給申請に関する手続きについて市町村の判断（別段の定め）をすることで申請手続きの簡素化が可能となった。

- ・内容として、これまで、毎月、高額療養費の対象者に支給勧奨通知を発送し、申請をしていたが、「甲斐市国民健康保険高額療養費の支給申請手続の簡素化に関する事務取扱要綱」を制定し手続きを簡素化するものである。これにより、初回に簡素化の申請をすることで、次回以降の高額療養費の支給申請において申請書の提出を省略し、初回申請に記載された振込口座に高額療養費を支給することができる。また、国民健康保険税過年度に滞納がある場合は、折衝の機会を得るため、今までと同様の手続きとし簡素化の対象外とする。
- ・県内他市の導入状況については、甲府市のほか7市が導入済みである。
- ・今後の主な予定は、令和6年1月下旬から対象者に通知を発送する予定である。（通常申請書、簡素化申請書、簡素化のお知らせを同封。）以降、毎月の算定により新規の対象者には同様の通知を発送する。また、市ホームページ、広報により周知する。

②主な質疑

- ・限度額適用認定証制度は廃止するのか。
⇒限度額適用認定証は今までどおり発行する。高額療養費支給制度の手続きとして、何度も同じ方が該当になる場合など、患者さんやご家族の負担軽減を図るため、2回目以降の申請は簡素化を図る事務手続き上の内容である。
- ・当初の申請時には、従前と同じように医療機関等の領収書が必要なのか。
⇒簡素化後は領収書の添付は不要とする。対象者の支払いが済んでいることを確認するために、申請様式の中に「支払いを行った」旨の記載を求める。

(3) 産前産後保険税軽減措置について

- ・説明の要旨・経緯として、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、子育て世帯への経済的負担軽減、次世代育成支援の観点から、国民健康保険の被保険者に係る産前産後期間の保険税について軽減措置を講ずるため、令和5年12月市議会定例会に市国民健康保険税条例の一部改正案を提出し、可決されたところである。
- ・改正の内容として、（第23条第3項：保険税の減額）甲斐市国民健康保険の被保険者が出産する予定又は出産した場合、産前産後期間に係る保険税のうち、母親の「所得割額」と「均等割額」を軽減する。
単胎妊娠・出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間
多胎妊娠・出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間
※出産：妊娠85日以上分娩（早産、死産、流産及び人工妊娠中絶を含む。）

(第 24 条の 3: 出産被保険者に係る届出) 軽減を受けるためには、原則、世帯主からの届出が必要になる。ただし、市において必要な事項(出産予定日又は出産日、単胎・多胎の別等)が確認できる場合は、届出を省略させることができるものとする。

- ・軽減措置に係る負担割合は、軽減される保険税に対し、国が 1/2、県が 1/4、市が 1/4 を負担する。
- ・施行期日は、令和 6 年 1 月 1 日である。
- ・周知方法として、健康増進課において妊娠届の受付の際に、制度に対するチラシを配布する。また、市ウェブサイト、及び広報に記事を掲載するとともに、窓口にはチラシを設置し、周知する。

②主な質疑

- ・原則、世帯主からの届出を求めるとのことだが、世帯構成はさまざまであることから、世帯主が来庁できない場合の対応方法は如何か。
- ⇒運用方法として、申請は同一世帯員の方から受理可能である。様式上の世帯主による署名欄は状況によっては、代筆等が可能である。

(4) その他

山梨県国民健康保険運営方針について

この運営方針は、平成 30 年度から県が市町村とともに国保の運営を担い財政運営の責任主体となり、地域の国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村の国民健康保険事業を広域的及び効率的な運営の推進を図る目的で策定されているが、本年度 3 年に 1 度の見直しを行っており、1 月上旬に素案が示される予定である。この運営方針により、今後の「県下での保険税の統一」や、「医療給付・サービス等の統一に向けた検討」を進める重要な内容となる。今後の予定として、各市町村長へ、改定の素案についての意見聴取が 1 月中旬となっており、当運営協議会においても、こちらの運営方針の改定案を 1 月に送付するので、意見・提言がある場合は書面にて回答されたい。

データヘルス計画等の意見・提言がある場合も併せて回答されたい。